

「幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づく、家庭的保育事業が満たすべき基準について（第22条 抜粋）

（設備の基準）

第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、町長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

（1）乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

⇒乳児室（11.593㎡）、ほふく室（17.39㎡）

（2）前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。

⇒定員5人で16.5㎡以上の基準に対し、 $11.593\text{㎡} + 17.39\text{㎡} = 28.983\text{㎡}$

（3）乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

⇒現地確認済み（設置あり）

（4）衛生的な調理設備及び便所を設けること。

⇒現地確認済み（設置あり）

（5）同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。

（6）前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

⇒近隣に隣接している公園（のびのび、にこにこ、わいわい公園ほか）を使用。

（7）火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的
に実施すること。

⇒消防計画により適切に計画されている。